

西神納地域まちづくり協議会

令和3年度通常総会

議案書



◆つながりと支え合いの西神納◆

住民同士のつながりを深め、支え合いながら安心して暮らし

続けられる地域を目指して

目次

1 議 題

第1号議案 令和2年度事業報告及び収支決算の承認について

令和2年度 事業報告・・・・・・・・・・ P. 1～P. 3

令和2年度 会議開催状況・・・・・・・・・・ P. 4～P. 5

令和2年度 収支決算・・・・・・・・・・ P. 6

令和2年度 監査報告書・・・・・・・・・・ P. 7

第2号議案 第4次まちづくり計画（案）について

第4次まちづくり計画（案）・・・・・・・・・・ P. 8～13

第3号議案 令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

令和3年度 事業計画（案）・・・・・・・・・・ P. 14～P. 17

令和3年度 予 算（案）・・・・・・・・・・ P. 18

2 運営委員及び代議員名簿・・・・・・・・・・ P. 19

3 規約・・・・・・・・・・ P. 20～23

第1号議案

令和2年度事業報告及び収支決算について

令和2年度事業報告及び収支決算について、別紙により承認を求めます。

令和3年4月9日 提出

西神納地域まちづくり協議会 会長 竹内 友二

令和2年度 事業報告

取組項目 (事業名等)	実施時期	取組内容	効果・課題等
【地域事業】			
神納小学校開校記念 運動会	10月24日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施。そのため共催種目の実施を中止した。	
神林地区敬老会	6月15日	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。	
西神納ふるさと夏祭り	8月11日	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。	
ミニ体育祭	9月16日	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。	
神林中学校 ウォークラリー	10月4日	5つのまちづくり協議会が連携し、コース誘導用の看板を寄贈	
神納小学校開校記念 文化祭	10月14日	今年度は規模を縮小し、作品展示のみの実施となったため連携事業を中止した。	
神林地区まちづくり 協議会合同研修会	2月2日	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。	
神納小学校卒業式	3月24日	神納・神納東・西神納まち協が連携し、卒業式に飾る鉢花を寄贈。	3協議会の連携を深め、卒業式を華やかにすることが出来た。
【集落事業】			
集落美化活動 (南田中)	11月3日	集落住民が集まり、集落沿道の清掃活動を実施。例年はその後収穫感謝祭を行っていたが、今年度は中止した。 【参加者：34名】	老若男女多くの住民が参加したことで、美化活動を継続していく意識向上が図れた。
集落講習会 (南田中)	10月中旬	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。	
収穫感謝祭 (南田中)	10月頃	今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。	
七夕祭り (牧目)	8月6日	今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施を中止した。	
御神楽前夜祭 (牧目)	8月30日	集落住民が一堂に会する行事であるため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を中止した。	
伝統芸能の維持 (九日市)	9月1日	集落の伝統行事で使用する献灯用屋根の腕木の製作及び補修を行った。神楽や七夕祭りが継続できるように集落住民も協力して作業を行った。 【参加者：30名】	来年度以降も伝統芸能を続けていくための環境づくりが出来た。
収穫感謝祭 (九日市)	10月頃	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を中止した。	
お幕場ウォーキング (松喜和)	11月8日	松喜和ふれあいセンターから塩谷にある駐車場までウォーキングを行った。今回は天候に恵まれ、積極的に参加した方が多かった。 【参加者：23名】	時期をずらしたことで、例年よりも多くの参加者が集まった。
納涼祭 (松喜和)	8月18日	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を中止した。	

取組項目 (事業名等)	実施時期	取組内容	効果・課題等
集落清掃 (松喜和)	7月19日 11月8日	集落内の側溝、スクールバス待合所、神社などを一斉に掃除。年に1度、集落内の小学生の自己紹介を行っている 【参加者：約100名】	子どもたちが保護者以外の大人とも顔見知りになることで、世代間交流を図ることができている。
花いっぱい運動 空缶・ゴミ拾い活動 (今宿)	6月上旬頃	今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を中止した。	
さいの神 (今宿)	1月12日	今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施した。 【参加者：10名】	例年行っている伝統行事を、規模を縮小しながらも継続して行うことが出来た。
空き缶拾いと江ざらい (大塚)	4月7日	国道7号線までの道路の空き缶拾いや集落内の江ざらい作業を行った。 【参加者：20名】	集落内外の環境美化を図ることができた。
花いっぱい運動 (大塚)	6月16日	集落住民で花壇とプランターに花の植栽を行い、公園とセンターの美化を図った。 【参加者：17名】	子どもから大人まで協力して実施をすることができた。
ふれあいセンター、公園内の草刈り (大塚)	8月19日	ふれあいセンターと公園内外の草刈りなどを行い、公園の美化を図った。 【参加者：13名】	住民が公園をきれいに使用できるよう心がけるようになった。
花見 (潟端)	4月13日	集落内の懇親を深めるため花見を開催した。 【参加者：7名】	次回は公園内で日中開催するなどの検討が必要。
花いっぱい運動 (潟端)	4月7日 8月11日	春にプランターへ花の植栽を行い、お盆前には新しい花の植栽を行った。 【参加者：4月7名、8月5名】	玄関等が華やいだが、2回目の参加者が減ってしまった。
農作業前のゴミ拾い、公園、集会所の整備 (潟端)	4月7日 6月2日 8月4日	農作業が忙しくなる前にゴミ拾いを行い、潟端公園の草刈りを2回実施。 【参加者：各7～5名】	草刈りやゴミ拾いをこまめに行うことで、集落内の環境美化を維持できた。
収穫感謝祭 (潟端)	11月16日	集落全体で令和元年度の収穫を祝う懇親会を実施した。 【参加者：7名】	今年度は春の花見と秋の収穫感謝祭の2回の親睦会を開催した。
賽の神 (潟端)	1月12日	急遽参加できなくなった世帯もあったが、例年同様に賽の神を実施した。 【参加者：12名】	稲作農家が減り稲わらの収集が難しくなってきている。
花いっぱい運動 (高御堂)	6月9日	公園内の草刈りを行い、花壇を整備し花の苗の植栽を行った。その後、慰労会を行い親睦を図った。 【参加者：11名】	公園を綺麗な状態に整備することができたが、子ども・子育て世代の参加がなかった。
環境整備活動と交流会 (高御堂)	8月4日	集落内のゴミ拾いと公園の草刈りを行い、終了後に交流会を実施し親睦を図った。 【参加者：10名】	暑さ対策として時間を変更した。お盆前に集落内の美化を図ることができた。
地域交流会 (小口川)	7月27日	今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。	
賽の神 (小口川)	1月14日	今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。	
花いっぱい運動 (新飯田)	6月9日	今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。	
集落交流会 (新飯田)	7月28日	今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。	
集会所の環境整備	9月18日	集落のふれあいセンターが冬期間も快適に利用できるよう、暖房器具の整備と消毒・清掃活動を実施。	集落への周知も行いながら、冬期間でも利用してもらえる環境づくりを進めた。

《 会 議 等 》

■ 総会

- 令和2年 4月8日 (水) 令和2年度通常総会
- ・令和元年度事業報告及び収支決算の承認
 - ・令和2年度事業計画(案)及び収支予算(案)の承認
 - ・まちづくり協議会役員の承認について
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による開催とした。

■ 運営委員会

- 令和2年 6月24日 (水) 第1回運営委員会
- ・西神納ふるさと夏祭りについて
 - ・神林地区敬老会について
 - ・令和2年度のスケジュールについて
 - ・関係人口創出事業の取組と実行委員会について

- 3月12日 (金) 第2回運営委員会
- ・令和3年度通常総会について
 - ・令和2年度収支決算見込みについて
 - ・令和3年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - ・関係人口創出事業について

■ 神林地区まちづくり協議会連絡会議

- 令和2年 6月23日 (火) 神林地区まちづくり協議会連絡会議 役員会
- ・イベント開催時等における食糧費の取り扱いについて
 - ・関係人口創出・拡大事業モデル事業について

- 12月14日 (月) 第1回神林地区まちづくり協議会連絡会議
- ・関係人口創出・拡大事業の取組について
 - ・第4次まちづくり計画の策定について
 - ・令和2年度まちづくり協議会合同研修会の開催について

- 2月 9日 (火) 第2回神林地区まちづくり協議会連絡会議
- ・神林地区まちづくり協議会通常総会の開催方法について
 - ・関係人口創出事業の取組みについて

■ 関係人口創出・拡大へ向けた取組み

- 7月 6日 (月) 関係人口創出事業実行委員会設立準備会
【竹内会長、坂上委員出席】

- 7月30日 (木) 第1回実行委員会及び専門部会【竹内会長出席】

- 8月 3日 (月) 第2回専門部会【坂上委員出席】

- 8月26日 (水) 第3回専門部会【竹内会長出席】

- 8月31日 (月) 実行委員会 役員会【竹内会長出席】

- 10月 5日 (月) 第2回実行委員会【竹内会長出席】

- 10月24日 (土) 第3回実行委員会【竹内会長出席】

規模を縮小し、実行委員がかかしを作成、道の駅に展示

- 12月11日 (金) 第4回実行委員会【竹内会長出席】

- 12月18日 (金) 第1回役員・部会長及び共催者会議【竹内会長出席】

- 令和3年 1月21日 (木) 関係人口ミーティング

「未来のかみはやしをどうデザインしますか」

【竹内会長出席】

2月 9日 (火) 第2回役員・部会長及び共催者会議【竹内会長出席】

■ その他

令和2年 8月 4日 (火) 敬老会実行委員会正副会長会議
令和2年11月25日 (水) 第1回かみはやし互近所ささえ～る隊会議
令和3年 1月13日 (水) 第1回人口減少社会における地域づくりを考える
オンライン講演会
令和3年 1月21日 (木) 第2回人口減少社会における地域づくりを考える
オンライン講演会
令和3年 2月18日 (木) 第2回かみはやし互近所ささえ～る隊会議

《まちづくり新聞の発行》

令和2年 6月15日 第17号発行
令和2年 7月15日 特別号 西神納地域ふるさと夏祭り開催中止のお知らせ発行
令和2年 9月15日 第18号発行
令和3年 3月 神林地区版第12号発行

令和2年度 収支決算

1 収 入

(単位：円)

科 目	当初予算額	流用額	流用後予算額	決算額	比 較	説 明
1 交付金	1,669,000	0	1,669,000	1,669,000	0	・地域まちづくり交付金 1,669,000円
2 諸収入	7	0	7	5	-2	・ふるさと夏祭り売上 0円 ・利子 7円
3 繰越金	170,893	0	170,893	170,893	0	・前年度繰越金 170,893円
合 計	1,839,900	0	1,839,900	1,839,898	-2	

2 支 出

(単位：円)

科 目	当初予算額	流用額	流用後予算額	決算額	比 較	説 明
1 報償費	262,000	0	262,000	262,000	0	・会長 24,000円×1名=24,000円 ・副会長 18,000円×1名=18,000円 ・監事 2,000円×2名=4,000円 ・運営委員 12,000円×18名=216,000円
2 会議費	32,800	0	32,800	4,712	28,088	・お茶代 2,332円 ・会場借上げ料 0円
3 事務費	160,100	0	160,100	124,870	35,230	・事務用品 72,435円 ・印刷費 49,795円 ・振込手数料 2,640円
4 研修費	80,000	0	80,000	2,000	78,000	・費用弁償 2,000円
5 事業費	1,280,000	0	1,280,000	338,856	941,144	
集落事業	600,000	0	600,000	264,467	335,533	・南田中 7,296円 ・牧目 0円 ・九日市 50,000円 ・松喜和 61,500円 ・今宿 0円 ・大塚 18,311円 ・潟端 35,000円 ・高御堂 40,000円 ・小口川 0円 ・新飯田 0円 ・岩船駅前 52,360円
地域事業	680,000	0	680,000	74,389	605,611	・神納小学校運動会 0円 ・ふるさと夏祭り 0円 ・ミニ体育祭 0円 ・神納小学校文化祭 0円 ・神林中学校連携事業 10,000円 ・神納小学校卒業式 10,000円 ・関係人口創出事業 50,000円 ・生活支援協議体事業 4,389円
6 予備費	25,000	0	25,000	0	25,000	
合 計	1,839,900	0	1,839,900	732,438	1,107,462	

[収入合計] 1,839,898

[支出合計] = 732,438 =

[次年度への繰越金] 1,107,460

監査報告書

令和2年度西神納地域まちづくり協議会の事業及び会計について、事業報告書、収支決算書並びに関係書類を監査した結果、適正に執行、処理されていることを認める。

令和3年4月2日

監事 小川 清



監事 大倉 与晴



第2号議案

第4次西神納地域まちづくり計画（案）の承認について

第4次西神納地域まちづくり計画を策定したいので、別紙案により承認を求めます。

令和3年4月 9日 提出

西神納地域まちづくり協議会 会 長 竹内 友二

第4次 西神納地域まちづくり計画



令和3年4月
西神納地域まちづくり協議会

はじめに

1. 計画の趣旨

本計画は、地域住民のつながりをさらに深め、支え合いながら、安心して暮らし続けられる地域を目指して策定するものです。

2. 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

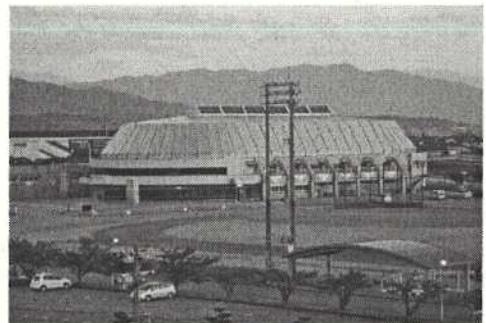
西神納地域の現状と課題

1. 現状

西神納地域は、旧神林村のほぼ中心部に位置しており、お幕場の松林や広大な水田が広がる自然豊かな地域に11集落が点在しています。

地域内には、日本海東北自動車道の神林岩船港インターをはじめ、国道7号や国道345号など主要道路が通っており、平成26年に開業百周年を迎えた JR 岩船町駅もあることから交通の便が良い地域です。また、地域内には村上市神林支所や西神納小学校、パルパーク神林など公共施設の多い地域でもあります。

平成27年度の国勢調査による地域の人口は、1,496人となっており、1995年から2015年の20年間で10.1%減少しています。特に、年少人口（15歳未満）の減少が進んでおり38.3%の減少率となっています。また、その一方で高齢者人口（65歳以上）は年々増加し、増加率は42.2%となっており、少子高齢社会が著しく進展しています。



2. 課題

西神納地域が抱える課題については、平成29年7月に地域の中学生以上全員を対象に住民アンケートを実施し、世代別・男女別に整理を行いました。

アンケートの分析結果によると、将来この地域を担っていく若者や子育て世代の地域への関心や愛着、地域への定住意向が低いという結果となり、若い世代の地域離れの傾向が明らかとなりました。

また、少子高齢社会の急速な進展に伴い、日常生活での不安や困りごととして、健康面や冬期の除雪、買い物や通院などの移動手段の悩みがあるとの回答が多くあがっており、高齢者になっても安心して暮らし続けられる地域づくりが求められます。特に西神納地域においては、神林地区の中でも小規模集落が多い地域であり、小さな集落では既に伝統文化・芸能の継承や集落内の美化活動等への参加者が減少している等、集落としての機能を維持することが難しくなりつつあります。更に近年の就業形態の変化、生活様式の変化によって、集落内での人間関係の希薄化も進行しています。

以上のことから、地域内での助け合い・支えあいの仕組みづくりをより進めていくだけでなく、地域の外から地域を支える人材として注目されている関係人口を呼び込むことで、住民同士のつながりをもう一度生み出すことが必要となっています。

西神納地域の人口と高齢化率

	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
総人口 (人)	1,664	1,716	1,646	1,542	1,496
	20年間で10.1%減少				→
0～14歳 (人)	282	273	239	201	174
	20年間で38.3%減少				→
15～64歳 (人)	1,048	1,082	1,018	927	850
	20年間で18.9%減少				→
65歳～ (人)	334	361	389	414	475
	20年間で42.2%増加				→
高齢化率 (%)	20.0	21.0	23.6	26.8	31.8
	20年間で11.8%増加				→

※2015年の高齢化率 新潟県平均：29.85% 全国平均：26.63%

将来像・基本方針

協議会では、これまで「つながりのある西神納」を目指して、集落や地域全体で様々な取り組みを行ってまいりました。第4次まちづくり計画においても、引き続き、集落事業や地域全体での事業を実施し、住民同士の交流を図りながら、つながりと支え合いを意識した取り組みを推進してまいります。

さらに、これまで様々な取り組みを進めてきた中で、若者や女性の意見や参加が必要との意見が多くあがっていたことから、多様な地域活動への関わり方を検討し、若者や女性たちの活躍する場を作り、地域内外の人材を育成する取組みを推進してまいります。

また、小・中学校の統合に伴い、他団体と共に学校と連携し、学校が地域に根差した存在となれるように支援してまいります。防災に関しても、村上市防災士会や自主防災組織と連携した活動を行うことで、高齢者が安心して暮らせる地域を目指してまいります。

そして、出身者や地域にゆかりのある方々を呼び込み、関係人口としてのつながりを創ることで、希薄化する関係性を今一度取り戻し、また、地域の魅力ある姿を発信することで、西神納地域の出身者が、再びこの地域に戻ってきたいと思い、現在当地域に住んでいる人たちが、これからも西神納地域に住み続けたいと思える地域づくりを目指します。

◆ 将来像（スローガン）

つながりと支え合いの西神納

◆ 基本方針（目標）

住民同士のつながりを深め、支え合いながら安心して暮らし続けられる地域を目指す

具体的な取組みの方向性等

基本方針である「住民同士がつながりを深め、支え合いながら安心して暮らし続けられる地域」の実現のため、取組みの方向性等を次のとおり定める。

- 集落が主体となって取り組む事業に対して支援を行い、集落での課題解決や結束力の更なる強化を図る。
- 高齢化社会に対応した住民同士のつながりが深められるよう交流の機会を設け、特に世代間交流を意識した取り組みを行い、親睦と地域の活性化を図る。
- 学校や既存団体等と連携を図り、事業の実施と、他協議会との統合を含めた議論を進めることで、学校と地域がともに子どもたちを育てていく地域を目指す。
- 若者や女性の活躍できる環境の整備を行い、まちづくりへの参加意識の醸成と人材の育成を図る。
- 頻発化・激甚化する災害に備えるために、村上市防災士会や自主防災組織と連携し、防災意識の向上を図り、安心・安全な生活が出来る地域を作る。
- 出身者やゆかりのある方などに関わりをもち、地域外の人材を活用した関係人口創出の取り組みを行う。

事業計画年度（実施年度：令和3年度～令和5年度）

事業項目	実施年度		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
集落事業の支援 （結束力の強化、課題解決の支援）	▶		
地域事業の検討・実施	▶		
他まちづくり協議会や小・中学校との連携、他団体事業へ積極的な参加	▶		
ひとづくり事業の検討・実施 （地域内外の人材発掘・育成）	▶		
関係人口創出へ向けた取り組みの推進	▶		

第3号議案

令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）について、別紙により承認を求めます。

令和3年4月9日 提出

西神納地域まちづくり協議会 会 長 竹内 友二

令和3年度 事業計画（案）

取組項目 (事業名等)	実施時期	取組内容	備考
【地域事業】 自主事業：西神納まち協主催事業 連携事業：他まち協と合同での事業			
自主事業 地域交流事業 [ふるさと夏祭り]	8月8日	子ども達に夏休みの思い出を作ると共に、地域住民の交流、地域の活性化を図る。	今年度は希楽々と合同開催の予定。
自主事業 地域交流事業 [ミニ体育祭]	10月10日	スポーツを通じて地域住民の健康増進と地域の連帯感と親睦、交流を図る。	
連携事業 [新神納小学校 運動会・文化祭・卒業式]	5月22日 10月24日 3月24日	地域住民が学校とのつながりを深められるよう、学校と3つのまちづくり協議会で連携して実施する。	
連携事業 関係人口創出・拡大事業	10月24日 10月31日 11月3日	事業を通じて、将来的な地域の担い手となる関係人口の創出を図る。5つのまちづくり協議会と関係団体が協力して事業を実施する。	
連携事業 [神林中学校]	未定	神林中学校の事業に5つのまちづくり協議会が協力して参画する。	
連携事業 [神林地区生活支援協議体]	未定	神林地区生活支援協議体等と連携して、支え合いの地域づくりを推進する。	
連携事業 研修事業 [まちづくり活動推進研修]	未定	地域間の連携を図っていくことを目的に、5地域合同による研修及び情報交換を行う。	
連携事業 研修事業 [3協議会合同防災研修会]	6月下旬 ～7月上旬頃	地域住民の防災知識・意識向上のため、神納・神納東・西神納3協議会と村上市防災士会が連携して研修会を行う。	
神林地区敬老会	6月19日	神林地区全体での敬老会へ参画し、まんじゅうと歳祝いの方への祝い品の配布を行う。	
【集落事業】			
植栽活動	6月	集落住民でプランターに花を植え、集落センターと小学生の登校時の集合場所に設置する。	南田中
集落講習会	10月	集落の要望を聞き、テーマを決めてから開催する。講習会の講師は市の「出前講座」を利用する。	南田中
収穫感謝祭	10月	集落周辺の空き缶、ゴミ拾いを行い、終了後には、交流会を実施する。集落の各団体と共催する。	南田中
七夕祭り	8月6日	子供会を中心に作った山車を引き、集落内を練り歩き、傘ぼこを担いだ青年たちが豊年満作を唱え各家庭を回る。	牧目
神楽前夜祭	8月30日	まちづくりの運営委員が中心となり、毎年企画内容を検討し、集落内の交流と活性化を図る。	牧目
賽の神	1月10日	集落伝統行事の賽の神を後世に伝え、家内安全・五穀豊穡・無病息災を祈願する。	牧目

取組項目 (事業名等)	実施時期	取組内容	備考
七夕祭り	8月	集落の伝統行事。子どもと大人が屋台をひき回し楽しく交流を行う。 牧目集落と一緒に開催。	九日市
収穫感謝祭	10月	集落住民が一堂に会し、ビンゴゲームやカラオケ等で大人も子どもも一緒に懇親を深める。	九日市
集落清掃	4, 7, 11月頃 (予定)	空き缶拾いや側溝清掃などを集落住民で行い、集落の環境美化を図る。 (3月の集落清掃は延期)	松喜和
お幕場ウォーキング	3月末頃 ~4月初め頃	住民の健康、地域への愛着増進を図るため、お幕場を散策し住民交流を深める。	松喜和
納涼祭	8月中旬 (予定)	集落住民が集い、カラオケや抽選会などで住民の交流と親睦を深める。	松喜和
芋煮会	11月	集落住民が一堂に集い、芋煮会を実施し、住民の親睦を深める。	松喜和
集落清掃・植栽活動	6月	住民で集落内の清掃と花の植栽を通して環境美化を図る。	今宿
地藏様祭り	7月下旬	子ども会が中心となり、祭り前の準備から当日のお参りの出迎えまで行う。	今宿
集落親睦会	8月初旬 ~中旬	集落住民の交流機会を作り、結束を高める目的で実施。昨年度中止したため、今年度は行いたい。	今宿
賽の神	1月上旬	岩船駅前集落と合同で実施。協力して準備し、住民の無病息災と五穀豊穡を祈念する。	今宿
花いっぱい運動	6月中旬	集落住民でふれあいセンターの前に花壇とプランターに花の植栽を行う。	大塚
公共用地の環境整備	7月下旬	公園内外の草刈りと花壇の草取りを行い、環境美化を図る。	大塚
花見	3月末頃 ~4月頃	集落のオアシス広場の桜が見ごろのころ、集落住民で花見を行う。	潟端
花いっぱい運動	4月 8月	集落住民で、各家庭に春と秋、花の苗とプランターの配布を行う。	潟端
公園、集会所の整備	4月上旬 6月中旬 7月下旬	農作業前のごみ拾いや公園、集会所近辺の草刈り、集会所内の清掃、備品の整備を行う。	潟端
収穫感謝祭	10月下旬	今年度の農作物の収穫に感謝し、集落住民全員で祝う。	潟端
賽の神	1月	集落住民の無病息災及び五穀豊穡を祈願する。	潟端

取組項目 (事業名等)	実施時期	取組内容	備考
花いっぱい運動	6月頃	集落住民で公園内の花壇を整備し花植えを行い、その後交流を図る。	高御堂
環境整備活動と交流会	8月頃	お盆前に集落住民で集落公園の草刈りと集落内の空き缶やゴミ拾いを行う。その後、交流会を実施する。	高御堂
賽の神	1月頃	賽の神を通して集落住民の無病息災を祈願する。	高御堂
地域交流会	7月31日 (予定)	集落住民の交流を図るため、グランドゴルフ、アコーディオン演奏、花火などを行う。	小口川
賽の神	1月11日 (予定)	集落住民の無病息災を祈願する。	小口川
花いっぱい運動と 草刈り作業	6月13日 (予定)	集落内の美化と住民交流を図る。植栽活動を通して、世代間がコミュニケーションを取る機会を作る。	新飯田
集落美化活動	4月4日 10月17日 (予定)	集落用排水路の清掃と集落内の道路脇のごみ拾いを行う。ごみ拾いは春と秋の2回行い、景観維持に努める	岩船駅前
花いっぱい運動	5月9日 ～10月17日	5月から10月の期間中、毎月1回植栽や水の管理を行う。	岩船駅前
集落交流会	6～7月	子ども会主催のゲーム等やバーベキューなどで、集落の親睦を図る。	岩船駅前

令和3年度 収支予算（案）

1 収入

（単位：円）

科 目	本年度	前年度	比較	説 明
1 交付金	1,677,000	1,669,000	8,000	地域まちづくり交付金
2 諸収入	540	7	533	利息等
3 繰越金	1,107,460	170,893	936,567	前年度繰越金
合 計	2,785,000	1,839,900	945,100	

2 支出

（単位：円）

科 目	本年度	前年度	比較	説 明
1 報償費	262,000	262,000	0	会長 24,000円×1名=24,000円 副会長 18,000円×1名=18,000円 監事 2,000円×2名=4,000円 運営委員 12,000円×18名=216,000円
2 会議費	50,000	32,800	17,200	お茶代、会場借上料等
3 事務費	150,000	160,100	▲ 10,100	事務用品、印刷費、郵便料、振込手数料等
4 研修費	120,000	80,000	40,000	研修旅費、費用弁償等
5 事業費	1,260,000	1,280,000	▲ 20,000	
集落事業	600,000	600,000	0	各集落事業
地域事業	660,000	680,000	▲ 20,000	地域交流事業、関係人口創出事業等
6 予備費	943,000	25,000	918,000	
合 計	2,785,000	1,839,900	945,100	

※ 予算の支出科目に不足が生じた場合は、他科目より流用できるものとする。

令和3年度 運営委員、代議員名簿

運営委員名簿

(敬称略)

集落名	氏名
南田中	大宅 知雄
南田中	木村 康嗣
牧目	田中 雅晴
牧目	白井 和紀
九日市	森田 義孝
九日市	磯部 利也
松喜和	齋藤 美千男
松喜和	坂上 慎治
今宿	平山 稔
今宿	三科 政幸
大塚	鈴木 和紀
大塚	鈴木 優
湯端	佐藤 秋治
高御堂	平山 和幸
小口川	坂上 和
小口川	磯部 裕介
新飯田	竹内 友二
新飯田	鈴木 嘉章
岩船駅前	鈴木 謙輔
岩船駅前	松田 忠行

代議員名簿

(敬称略)

集落名	氏名
南田中	佐藤 国利
南田中	大倉 与晴
牧目	小川 清
牧目	島田 時雄
九日市	登坂 都代吉
九日市	細野 一
松喜和	大倉 耕吉
松喜和	登坂 龍雄
今宿	三科 清澄
今宿	近藤 仁一郎
大塚	平山 和夫
大塚	平山 正明
湯端	佐藤 春藤
湯端	佐藤 忠衛
高御堂	大嶋 芳美
高御堂	平山 千恵美
小口川	坂上 光芳
小口川	竹内 勇一
新飯田	長柄 栄
新飯田	竹内 源一郎
岩船駅前	渡辺 誠
岩船駅前	佐藤 雅博

西神納地域まちづくり協議会規約

平成 24 年 3 月 22 日制定

平成 25 年 4 月 24 日改正

(目的)

第 1 条 本会は、西神納地域の住民がつながりを持ち、地域課題や要望を話し合い、支え合いながら地域住民が一体となって、安心して暮らし続けられる地域を実現することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会は、西神納地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第 3 条 本会の主たる事務所は、神林支所地域振興課自治振興室（村上市岩船駅前 56 番地）に置く。

(事業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第 5 条 本会は、西神納地域に居住する人をもって構成する。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監事 2 名

2 会長、副会長は、運営委員の互選により選出し、総会の承認を得る。

3 監事は、運営委員会において選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された者の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期終了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営委員)

第9条 運営委員は、集落区長から推薦を受けた者とし、運営委員数は別表のとおりとする。

2 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠により選出された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第10条 代議員は、次の者とする。

(1) 集落区長。ただし、集落区長が運営委員に選出された場合は、その代理者とする。

(2) 集落区長から推薦を受けた者、各集落1名。

2 代議員は、総会において運営委員会が提案する議題を審議し、議決する。

3 代議員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の過半数から請求があった場合に開催するものとする。

4 総会の議長は、総会において出席代議員の中から選出する。

5 総会は、委任状を含めた代議員の過半数の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、出席代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、この規約に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。

(2) 規約の制定及び改正に関すること。

(3) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。

(4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。

(5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 代議員の現在数及び出席者数

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、運営委員をもって構成し、会長が必要に応じて召集し、議長となる。

2 運営委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 本会運営の基本的な事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 事業の実施運営に関する事項
- (4) 緊急を要する重要事項
- (5) その他必要な事項

3 会長は、必要あると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

4 運営委員会は、緊急事項を決議することができる。ただし、その決議事項は、次の総会に報告し、承認を受けなければならない。

5 事業実施のための検討組織を設けることができる。検討組織の構成等は、運営委員会で別に定める。

(事務局)

第15条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局員を置き、神林支所地域振興課職員を充てる。

3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第16条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 本会の事業計画及び収支予算は、運営委員会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準にして収入支出することができる。

(監査)

第18条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第19条 この規約は、総会において出席代議員の過半数の議決を得なければ変更することはできない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第 21 条 本会が各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附則

この規約は、平成 25 年 4 月 24 日から改正施行する。

別表 (第 9 条関係)

集 落 名	人 数
南田中	2
牧 目	2
九日市	2
松喜和	2
今 宿	2
大 塚	2
潟 端	1
高御堂	1
小口川	2
新飯田	2
岩船駅前	2
合 計	20

西神納地域まちづくり協議会

村上市神林支所地域振興課内

〒959-3492

村上市岩船駅前 56 番地

電 話：0254-66-6122 (直通)

FAX：0254-66-6110